



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省 **山梨労働局**

Press Release

山梨労働局発表
令和5年8月29日

【 照 会 先 】

山梨労働局 労働基準部 健康安全課
健康安全課長 筑山 忠
地方産業安全専門官 丸山 浩之
(電話) 055 - 225 - 2855

令和5年度全国労働衛生週間について

(準備期間 9月1日から9月30日)

10月1日(日)から10月7日(土)まで、全国労働衛生週間が実施されます。

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、「労働衛生」に関する国民の意識を高め、職場での自主的な衛生活動を促して労働者の健康、職場環境を確保することを目的に昭和25年から毎年実施している週間で、今年で74回目となります。(別添資料1)

本年度は、『目指そうよ二刀流 心とからだの健康職場』をスローガンとして、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を呼び掛けることとしています。

山梨労働局(局長 高西 盛登)では、全国労働衛生週間中に各事業場で以下の事項を実施していただくよう周知しています。

- 1 事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
- 2 労働衛生旗の掲揚およびスローガンなどの掲示
- 3 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- 4 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- 5 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示
- 6 その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

準備期間(9月1日から9月30日)では、以下の事項を重点事項としています。

- 過重労働による健康障害防止対策
- 職場におけるメンタルヘルス対策
- 職場における転倒・腰痛災害の予防対策(別添資料2)
- 化学物質による健康障害防止対策
- 石綿による健康障害防止対策
- 治療と仕事の両立支援対策(別添資料3)
- 職場の熱中症予防対策の推進(別添資料4)

ほか4点。詳細は別添資料1の裏面を参照ください。

山梨労働局では、全国労働衛生週間の関連行事として、準備期間である9月を前に「職場の健康診断実施強化月間」への協力を、労使関係団体及び労災防止団体等に要請します。(別添資料5)

「職場の健康診断実施強化月間」とは・・・

労働安全衛生法に基づく健康診断の実施、健康診断結果についての医師の意見聴取及びその意見を勘案した就業上の措置の実施を徹底するため、厚生労働省では平成25年度より全国労働衛生週間準備月間である毎年9月を「職場の健康診断実施強化月間」と位置付け、集中的・重点的な指導を行っています。

山梨労働局では、令和5年8月中に県内の災害防止団体等の関係団体に取り組強化への協力依頼を行う予定です。

【参 考】

山梨県内の労働衛生の現況(別添資料6)

定期健康診断における山梨県内の有所見率は全国平均に比較して高い状態が続いており、何らかの疾病に罹患するリスクが高いと言えます。

令和4年の有所見率は60.5%と、全国平均の有所見率を2.3ポイント上回りました。

検査項目別の有所見率は、高い順に、血中脂質検査が31.5%(全国平均は31.6%)、血圧が20.1%(全国平均は18.1%)、肝機能検査が17.4%(全国平均は15.9%)、血糖検査が16.4%(全国平均は12.8%)、心電図検査が11.1%(全国平均は10.7%)となっています。

別添資料

		ページ番号
資料1	令和5年度(第74回)全国労働衛生週間リーフレット	4
資料2	「行動による労働災害を防止しましょう!」リーフレット	6
資料3	治療と仕事の両立支援を応援します(治療と仕事の両立支援)リーフレット	8
資料4	「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」リーフレット	10
資料5	「職場の健康診断実施強化月間」の取組について	12
資料6	山梨県内の労働衛生の概況	16

令和5年度(第74回)全国労働衛生週間

10月1日～10月7日(準備期間 9月1日～9月30日)

スローガン『目指そうよ二刀流 ころろとからだの健康職場』

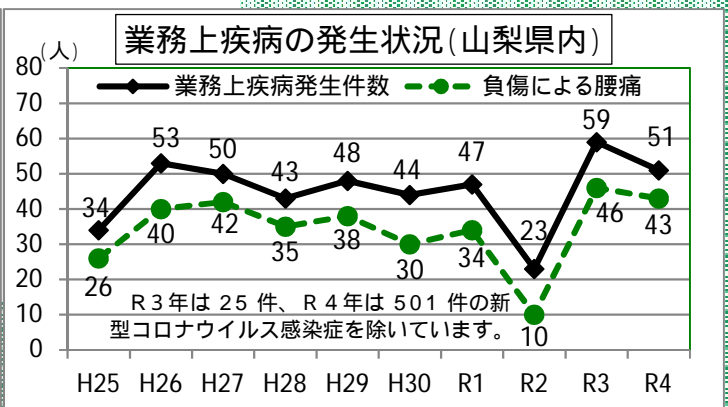
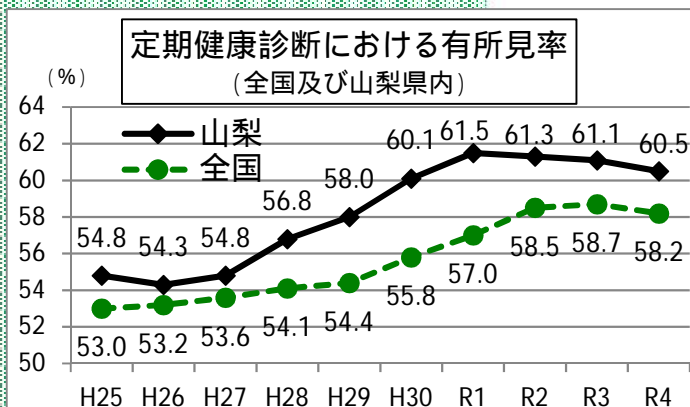
山梨労働局・各労働基準監督署

全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、今年で第74回を迎えます。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきました。

しかしながら、山梨県内において、以下のような課題が残されています。

- ・令和4年の一般健康診断の有所見率は60.5パーセントと増加傾向。
- ・新型コロナウイルス感染症を除いた休業4日以上労働災害のうち、約30パーセントを転倒災害が占める。
- ・新型コロナウイルス感染症を除いた休業4日以上労働災害のうち、約58パーセントを高年齢労働者が占める。
- ・過労死等事案の労災認定件数が高止まり状態にあり、精神障害の労災認定件数も増加しており、メンタルヘルス対策の強化が必要。
- ・県内の事業場の約96パーセントを小規模事業場が占めており、従業員の健康管理のための体制確保や取組みの推進が必要。

今年度は、「目指そうよ二刀流 ころろとからだの健康職場」をスローガンとして、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとしています。



【主 唱】山梨労働局、甲府・都留・躰沢労働基準監督署

【協 賛】(一社)山梨県労働基準協会連合会、各地区労働基準協会、建設業労働災害防止協会山梨県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会山梨県支部、林業・木材製造業労働災害防止協会山梨県支部、(公社)ボイラ・クレーン安全協会甲信事務所、(一社)山梨県鉄構溶接協会、(公社)建設荷役車両安全技術協会山梨県支部、(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会山梨支部、(独)労働者健康安全機構山梨産業保健総合支援センター

【協 力】山梨県、(一社)山梨県医師会、山梨県経営者協会、日本労働組合総連合会山梨県連合会 4

準備期間週間中(9/1～9/30)に実施する事項について

・重点事項をはじめとして、日常の労働衛生活動の総点検を行いましょ。

- | | |
|----------------------|------------------------|
| 1 過重労働による健康障害防止対策 | 7 治療と仕事の両立支援対策 |
| 2 職場におけるメンタルヘルス対策 | 8 職場の熱中症予防対策の推進 |
| 3 職場における転倒・腰痛災害の予防対策 | 9 テレワークでの労働者の作業環境、健康確保 |
| 4 化学物質による健康障害防止対策 | 10 小規模事業場における産業保健活動の充実 |
| 5 石綿による健康障害防止対策 | 11 女性の健康課題への取組 |
| 6 職場の受動喫煙防止対策 | |

本週間中(10/1～10/7)に実施する全国労働衛生週間の行事計画表を作成しましょう！

労働衛生週間の間の行事計画表を事前に作成して、充実した週間にしましょう。

< 行事計画表作成例 >

10月1日(日)	家庭内健康・休養の日	各自が家庭内で健康について話し合う。 家族とのレクリエーションを通じ心身のリフレッシュを図る。
2日(月)	労働衛生週間趣旨徹底の日	社長によるメッセージ発信、労働衛生旗の掲揚、スローガンの掲示。 臨時安全衛生委員会を開催し、本年度週間行事の確認を行う。 週間行事計画の掲示・社内放送等の周知を行う。
3日(火)	職場環境総点検・改善の日	職場ごとに労働衛生パトロール(職場巡視)を行う。(作業環境、作業方法、保護具の使用状況、危険・有害物質の管理状況等) 作業環境測定結果等に基づく作業環境の改善を図る。
4日(水)	労働衛生に関する講習・研修の日	職業性疾病予防・災害事例等についての研修会・見学会の実施。 職場環境総点検結果に基づく検討会等の開催。 労働衛生に関する作文・写真・標語コンクールの実施及び表彰。 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰を行う。
5日(木)	メンタルヘルスの日 過重労働による健康障害防止対策の日	メンタルヘルス不調者、長時間労働を行う労働者の把握を行い、長時間労働の縮減の徹底・年次有給休暇の取得促進を図る。 巡回健診車等を利用した健康診断の実施。 全社一斉定時退社の実施。
6日(金)	緊急時の実地訓練の日 健康診断・健康相談の日	有害物漏えい、酸欠による事故等緊急事態を想定した訓練の実施。 巡回健診車等を利用した健康診断の実施。 産業医(保健師)による健康相談・健康測定の実施。
7日(土)	家庭内健康・休養の日	各自が家庭内で健康について話し合う。 家族とのレクリエーションを通じ心身のリフレッシュを図る。

メンタルヘルス対策支援事業を活用しましょう！

詳細は HP へ <https://www.yamanashis.johas.go.jp>

事業場でのメンタルヘルス対策における課題・問題・悩みに、精神科医、公認心理師、社会保険労務士等の専門家が対応し問題の解決をお手伝いします。また、管理監督者を対象としたメンタルヘルス教育も実施しています。

連絡先：山梨産業保健総合支援センター（甲府市徳行5-13-5 山梨県医師会館2階） 055-220-7020

地域産業保健センターを活用しましょう！

詳細は HP へ <https://www.yamanashis.johas.go.jp/consultation/1175>

労働者 50 人未満の事業場の事業者や労働者を対象に、労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを無料で提供しています。(事前の申し込みが必要です。)

～ 県内各センターの連絡先 ～

- | | | |
|--------------|-----------------------------|----------------------------------|
| 中北地域産業保健センター | (甲府市徳行 5-13-5 山梨県医師会館 2 階) | .055-220-7020
(平日 9:00～17:00) |
| 峡東地域産業保健センター | (山梨市中村 834 山梨法人会館内) | .0553-88-9120
(平日 9:00～17:00) |
| 峡南地域産業保健センター | (南巨摩郡富士川町鯉沢 1-11 峡南労働基準協会内) | .0556-22-7330
(平日 9:00～17:00) |
| 郡内地域産業保健センター | (都留市四日市場 1105 都留労働基準協会内) | .0554-45-0810
(平日 9:00～17:00) |

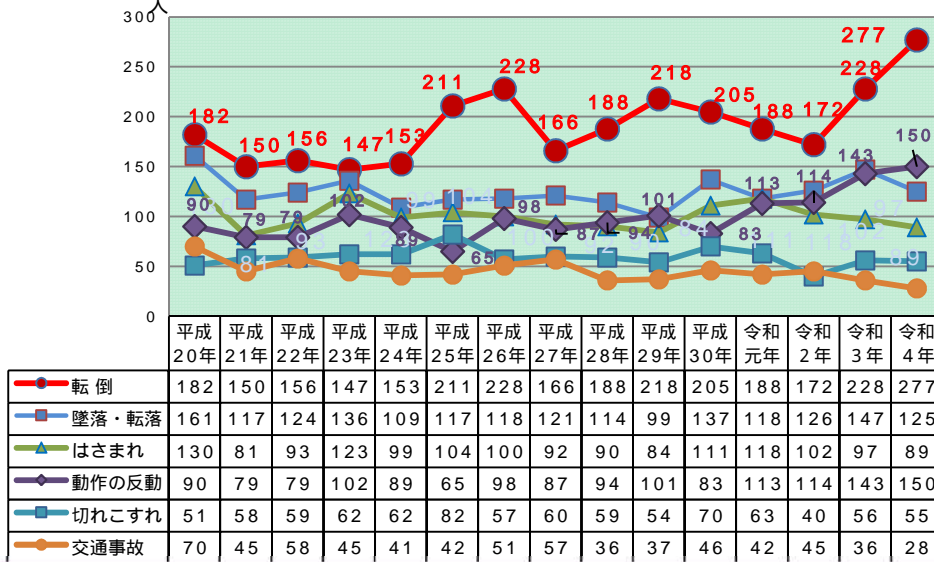
行動による労働災害を防止しましょう！

山梨労働局

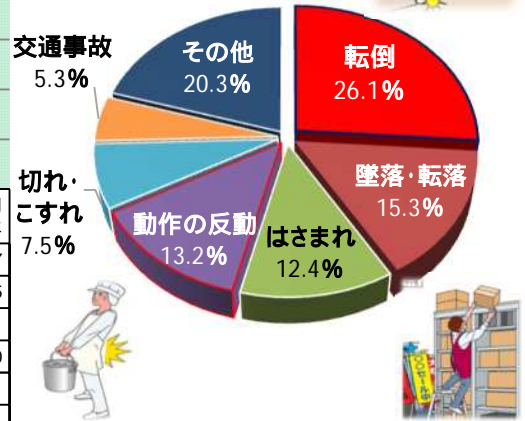
行動災害とは、「転倒」や腰痛等の「動作の反動、無理な動作」等、職場における労働者の作業行動を起因とする労働災害です！

1 主な事故の型の発生推移（H20年～R4年）

令和4年は1,412人から新型コロナウイルス感染症の504人を引いた908人としている。（以下、同じ。）



2 事故の型別発生状況（H20～R4）

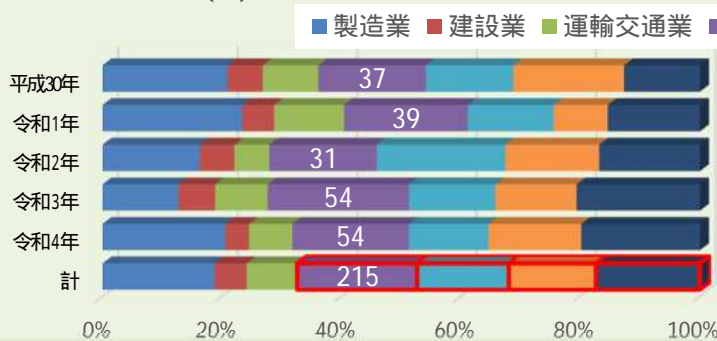


転倒災害は、平成30年以降3年連続して減少したが、令和3年以降急増し、令和4年は277人と過去最高の件数となった。平成20年以降「墜落・転落」2番目に多かったが、令和4年に動作の反動等による腰痛等が2番目となった。平成20年から令和4年の10年間で事故の型をみると、行動災害を起因とする「転倒」「墜落」「動作の反動」の3種類で全体の約4割を占めており、労働者の不安全行動防止のための教育や安全な職場環境の整備が重要である。

3 主な行動災害の特徴

転倒災害の特徴

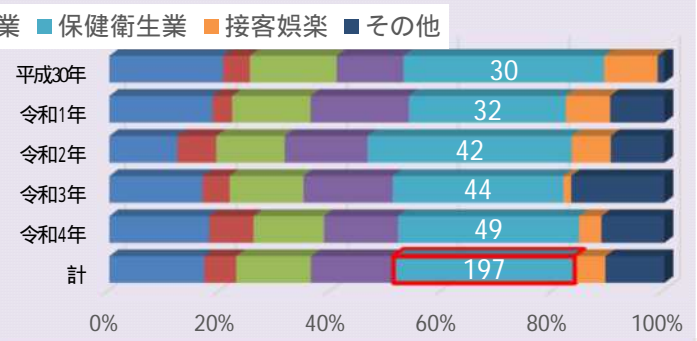
(1) 業種別「転倒災害」の推移



商業（小売業）、保健衛生業（介護施設）を中心に第3次産業で全体の約7割を占めている。

動作の反動災害の特徴

(1) 業種別「動作の反動災害」の推移



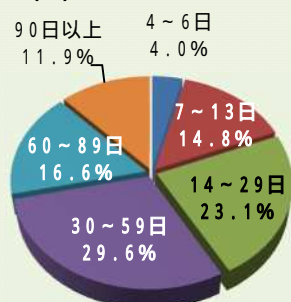
保健衛生業（介護施設）が最も多く、5か年の合計で全体の3割以上を占めている。

(2) 令和4年 年齢別



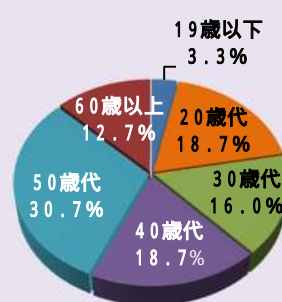
転倒により被災する方の約半数が60歳以上の高齢者！

(3) 令和4年休業日数別



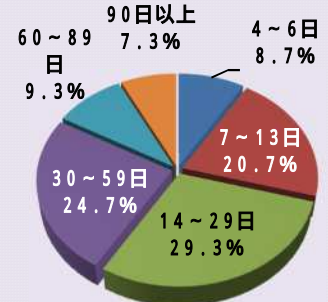
転倒により約6割が1月以上の休業災害！

(2) 令和4年 年齢別



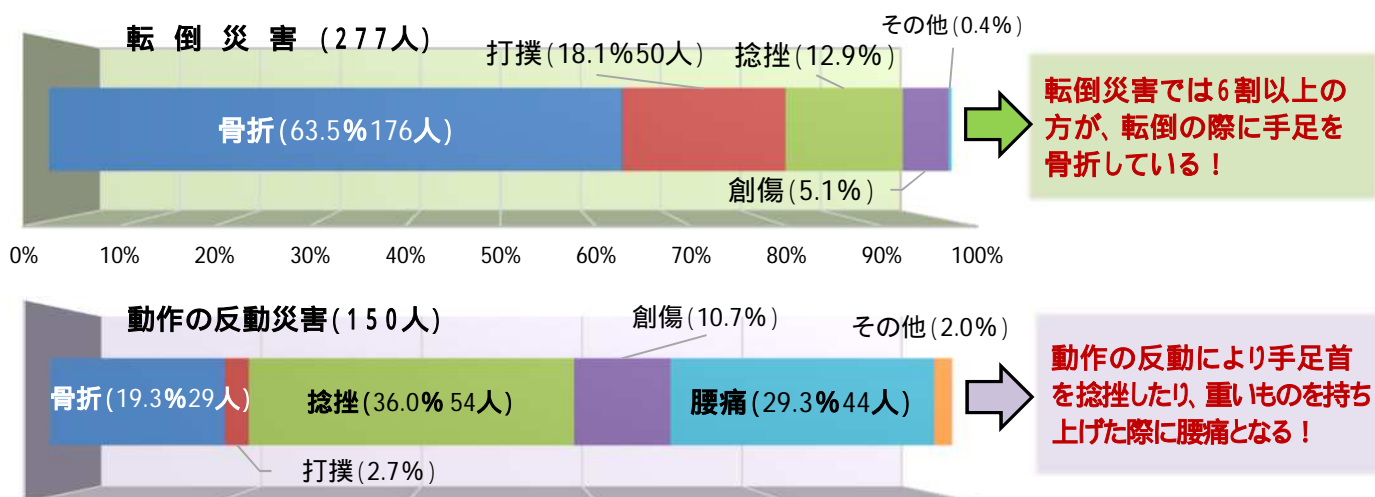
転倒に比べ60歳以上が少ないが、50歳以上が4割以上！

(3) 令和4年休業日数別



転倒に比べ少ないが、4割以上が1ヶ月以上の休業災害！

4 令和4年 行動災害の傷病内容



5 各行動災害の防止対策のポイント

転倒災害防止のためのポイント

- ・ 通路、階段、出口には、物を放置しないようにしましょう
- ・ 床の水たまりや氷、油などは放置せず、その都度取り除きましょう
- ・ 通路や階段には、安全に移動できるよう十分な明るさを確保しましょう
- ・ 靴は、すべりにくく、ちょうど良いサイズのものを選びましょう
- ・ 転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知しましょう
- ・ 段差のある箇所や滑りやすい場所などに、注意を促す標識をつけましょう
- ・ ストレッチや転倒予防のための運動を取り入れましょう
- ・ 転倒を予防するための教育や研修を実施しましょう

腰痛予防のためのポイント

- ・ 重量物の取扱作業、不自然な姿勢を伴う作業では、機械による作業の自動化・省力化を図りましょう
- ・ 寒い場所での作業は、腰痛を悪化させたり、発生させやすくなったりするので、適切な温度を保ちましょう
- ・ 作業対象に、できるだけ身体を近づけて作業しましょう
- ・ 適宜、休憩時間を設け、姿勢を変えるようにしましょう
- ・ ストレッチを中心とした、腰痛予防体操を実施しましょう

高齢労働者の災害防止のためのポイント

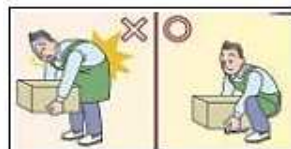
- ・ 健康診断や体力チェックにより、労使双方が高齢労働者の健康や体力の状況を把握しましょう
- ・ 把握した健康や体力の状況に応じて、業務、勤務形態、作業スピード等を工夫しましょう
- ・ 労働災害事例やヒヤリハット事例を紹介し、何が危険なのかを説明し、理解を促しましょう
- ・ 安全な作業方法や手順について、定期的に教育し、安全な作業を促しましょう

転倒・腰痛防止用視聴覚教材

転倒や腰痛は第三次産業でも日常的に起こり得る災害です。日常的に転倒や腰痛防止を心がけられるよう、対策等をまとめていますので、安全衛生教育に活用ください。



~転倒・腰痛予防！
「いきいき健康体操」~



~飲食店、小売業向け
転倒・腰痛防止視聴覚
教材~



~社会福祉施設向け
転倒・腰痛防止視聴覚
教材~

山梨県内の災害発生状況

転倒災害関係

山梨県内における
「転倒災害」の現状



高齢者関係

山梨県内における高齢労働者の
労働災害発生状況と防止対策につ
いて



山梨県における近年の事故の型をみると、高齢者による災害の増加とあいまって、労働者の行動を起因とする転倒、動作の反動による災害が全体の約6割を占めていることから、各事業場では不安全行動防止に向けた基本的対策となる「安全衛生教育」や「職場環境の改善」等、一層の取り組みをお願いします。

治療と仕事の両立支援を応援します

～両立支援に関するアンケート結果から～

山梨県地域両立支援推進チームにおける山梨県長期療養労働者支援担当専門家会議

治療と仕事の両立支援のために

反復継続して治療が必要となる病気にかかった労働者が治療をしながら仕事を続けることを支援します



現在は、がんなどの長期療養が必要な病気にかかっても、働き続けることができるようになってきています。全国の統計でも、仕事を持ちながらがんで通院している方の数は32.5万人に上っているという結果が出ており、がんなどの病気は「不治の病」ではなく、「長くつきあう病気」に変化しつつあるということが出来ます。



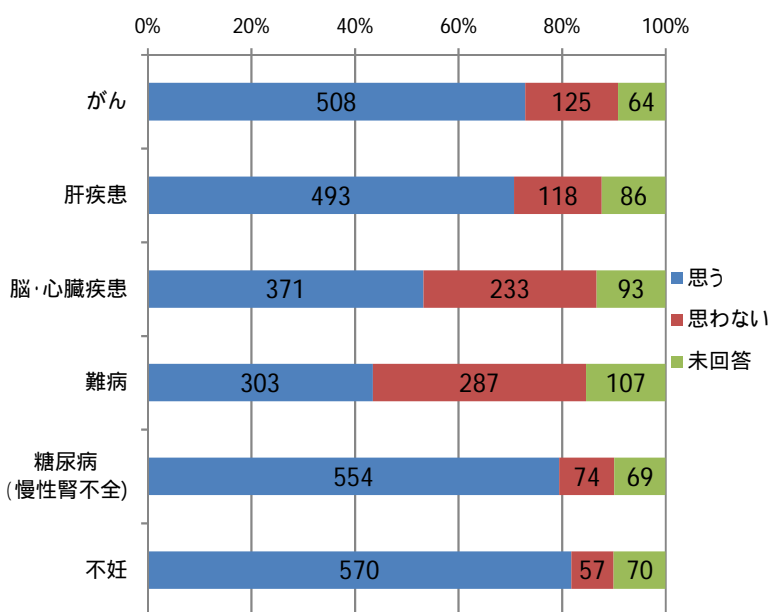
厚生労働省では、平成28年2月に「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」を作成し、治療をしながら仕事を続けることができるよう、支援を行うこととしました。

山梨労働局では、医療関係者や地域の有識者に参加していただき専門家会議を設置し、平成30年に治療と仕事の両立支援に関するアンケートを実施したところ、次のことが明らかになりました。

ガイドラインの電子データは、
<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp/>
でも御覧いただくことができます。

治療と仕事の両立について考えていること

これらの病気にかかって、治療を受けている労働者が仕事を続けることは可能だと思いますか（複数回答）



山梨県の事業者の皆さんの両立支援に対する意識は高い



左のアンケートにみられるとおり、多くの病気について「治療を受けながら仕事を続けることは可能」と半数以上の事業場が回答しています。

その理由としては、「適切な治療により職場復帰することは可能であるから」、「健康診断等を実施することにより、早期に病気を発見し治療期間を短くすることができるから」と回答しており、がんなど、長期療養が必要な病気に対する理解が深まっていると考えられます。

また、左に掲げた病気により長期療養が必要な従業員の治療と職業生活の両立が実現できる職場づくりの必要性について、85.5%の事業場が「必要」又は「どちらかといえば必要」と回答しており、「今後、専門家の支援で両立支援に取り組んでみたいと思う」あるいは「相談の上検討したい」と回答した事業場も67.6%ありました。

治療と仕事の両立のために求められていること



いろいろな情報が必要だ

両立支援を進めるためには、「治療の内容、仕事にどの程度影響があるか分からない」ことが課題であると回答した事業場が多くあり、また、「就業場所の配慮」、「治療法など基本的な情報」、「会社が相談できる窓口」、「従業員と受診医療機関との連携方法」などの情報が両立支援のために必要であるという回答が多くありました。

実際に労働者が、がんなど長期療養が必要な病気にかかって休んでいる事業場に対して、どのように苦慮しているかをたずねたところ、「治療の見通しが分からないこと」、「就業制限の必要性や就業期間の判断が難しい」、「復職許可の判断が難しい」などの回答があり、これらの支援が求められていることが明らかになりました。

治療と仕事の両立支援に関する情報・相談

両立支援全般の相談

両立支援コーディネータの研修を受けた専門スタッフが、「がん、肝疾患、脳・心臓疾患、糖尿病、慢性腎臓病、難治性疾患、不妊」の両立支援の相談に応じています。
事業者、労働者どちらからの相談でも受け付けています。
両立支援のための就業規則の変更などの環境整備についての相談もできます。

機関名	電話番号	受付時間等
独立行政法人労働者健康安全機構 山梨産業保健総合支援センター	055-220-7020	8:30～17:15（土日祝除く） 電話相談は9:00～17:00 窓口相談・個別訪問は予約制

山梨県がん患者サポートセンター

がん患者必携

<https://www.ych.pref.yamanashi.jp/wp-content/uploads/2018/04/467e3b4f91abb0269cbd02d4fa202d9a-1.pdf>

山梨県が委託して実施している「がんの患者の総合相談窓口」です。
患者や家族の悩みや不安への相談に応じています。

相談員	電話番号	受付時間等
専門医	055-227-8740	面談：不定期（完全予約制）
保健師		電話相談：毎週火曜日 13:00～17:00（予約不要） 面談：毎週火曜日 13:00～17:00（要予約）
社会保険労務士		電話相談：毎月第3火曜日 13:00～16:00（予約不要） 面談：毎月第3火曜日 13:00～16:00（要予約）
ピアサポーター		相談：毎週火曜日 13:00～16:00

がん相談支援センター

事業者のためのがん治療と仕事の両立支援ハンドブック

<http://www.pref.yamanashi.jp/kenko-zsn/documents/handbook.pdf>

がん専門相談員として研修を受けたスタッフが対応します。
その病院に通院していなくても相談を受けることができます。

がん診療連携拠点病院等	電話番号	受付時間
山梨県立中央病院	055-253-7111（内線3912/1214）	8:30～17:00（土日祝・年末年始除く）
山梨大学医学部附属病院	055-273-8093（直通）	9:00～17:00（土日祝・年末年始除く）
富士吉田市立病院	0555-22-4111（内線3104）	8:30～17:15（土日祝・年末年始除く）
山梨厚生病院	0553-23-1311（内線2012）	9:00～17:00（土日祝・年末年始除く）
市立甲府病院	055-244-1111（内線1182）	8:30～17:15（土日祝・年末年始除く）

肝疾患相談窓口

機関名	電話番号	受付時間等
山梨大学医学部附属病院	055-273-1111	電話相談・窓口相談：10:00～16:00（土日祝除く）

山梨県難病相談・支援センター

相談員	電話番号	受付時間等
相談・支援員	055-244-5260	電話相談・窓口相談：9:00～16:00（土日祝除く）

不妊（不育）相談センター・ルピナス

相談員	電話番号	受付時間等
保健師 専門医・心理カウンセラー	055-254-2001	電話相談：毎週水曜日15:00～19:00（祝日年末年始を除く） 面接相談：第2・第4水曜日（要予約）

STOP！熱中症

クールワークキャンペーン

職場での熱中症により毎年約20人が亡くなり、約600人が4日以上仕事を休んでいます。



労働災害防止キャラクター

チューイカン吉



キャンペーン
実施要項

準備

キャンペーン期間

4月

5月

6月

7月

8月

9月

重点取組

準備期間（4月）にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、チェックしましょう

<input type="checkbox"/>	労働衛生管理体制の確立	事業場での熱中症予防の責任体制を確立
<input type="checkbox"/>	暑さ指数の把握の準備	JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検
<input type="checkbox"/>	作業計画の策定	暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業計画を策定
<input type="checkbox"/>	設備対策の検討	簡易な屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置を検討
<input type="checkbox"/>	休憩場所の確保の検討	冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討
<input type="checkbox"/>	服装の検討	透湿性と通気性の良い服装を準備、身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討
<input type="checkbox"/>	緊急時の対応の事前確認	緊急時の対応を確認し、労働者に周知
<input type="checkbox"/>	教育研修の実施	管理者、労働者に対する教育を実施

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）



キャンペーン期間（5月～9月）にすべきこと

STEP
1

暑さ指数の把握と評価

- JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数（環境省）を参考とすることも有効



環境省
熱中症予防情報
サイト

STEP
2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

<input type="checkbox"/> 暑さ指数の低減	準備期間に検討した設備対策を実施
<input type="checkbox"/> 休憩場所の整備	準備期間に検討した休憩場所を設置
<input type="checkbox"/> 服装	準備期間に検討した服装を着用
<input type="checkbox"/> 作業時間の短縮	作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
<input type="checkbox"/> 暑熱順化への対応	7日以上かけて熱へのばく露時間を次第に延長 ※新規入職者や休み明け労働者に注意
<input type="checkbox"/> 水分・塩分の摂取	水分と塩分を定期的に摂取
<input type="checkbox"/> プレクーリング	作業開始前や休憩時間中に深部体温を低減
<input type="checkbox"/> 健康診断結果に基づく対応	次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢
<input type="checkbox"/> 日常の健康管理	当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認
<input type="checkbox"/> 作業中の労働者の健康状態の確認	巡視を頻繁に行い声をかける、労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導
<input type="checkbox"/> 異常時の措置	少しでも本人や周りが異変を感じたら、必ず一旦作業を離れ、病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）などを措置 ※全身を濡らして送風することなどにより体温を低減 ※一人きりにしない

重点取組期間（7月）にすべきこと

- 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- 体調不良の者に異常を認めるときは、躊躇することなく救急隊を要請**

「職場の健康診断実施強化月間」の取組について

山梨労働局

取組の趣旨

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）に基づく健康診断の実施、健康診断結果についての医師の意見聴取及びその意見を勘案した就業上の措置（以下「事後措置等」という。）の実施について、改めて徹底するため、全国労働衛生週間準備期間である9月を「職場の健康診断強化月間」と位置づけ、集中的・重点的な指導を行う。

期間

令和5年9月1日～令和5年9月30日（全国労働衛生週間準備期間）

取組の内容

1 重点事項

- (1) 健康診断及び事後措置等の実施の徹底
- (2) 健康診断結果の記録の保存の徹底
- (3) 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
- (4) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。）に基づく医療保険者が行う特定健康診査・保健指導との連携
- (5) 健康保険法（大正11年法律第70号。以下「健保法」という。）に基づく保健事業との連携
- (6) 平成30年3月29日付け基安労発0329第3号「地域産業保健センター事業の支援対象に関する取扱いについて」を踏まえた小規模事業場における地域産業保健センターの活用

2 取組を実施する上での留意点

- (1) 1の(1)については、健康診断の実施、有所見者に対する医師からの意見聴取を徹底していただきたいこと。また、医師の意見を勘案し、必要があると認めるときに、労働者の実情を考慮して、必要な事後措置を実施していただきたいこと。

さらに1の(3)については、健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認める労働者に対しては、医師又は保健師による保健指導を行うよう努めていただきたいこと。事後措置や保健指導を講ずるに当たっては「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」（平成8年10月1日健康診断結果措置指針公示第1号、平成29年4月14日最終改正）を

十分に考慮いただきたいこと。

なお、これらについては、労働者数 50 人未満の小規模事業場も含む全ての事業場において取り組んでいただく必要があること。

- (2) 1の(4)については、事業者が、高確法第 27 条第 3 項の規定により安衛法等に基づく定期健康診断結果を求めた保険者に対して、当該結果のうち特定健康診査に相当する項目を提供することが義務となっている。また、特定健康診査に相当しない項目についても、労働者に同意を得ることにより保険者に対して提供可能であるが、これらを知らないこと等により、中小企業等において、医療保険者への健康診断の結果の情報提供が進んでいないといった指摘がある。一方、こうした情報提供により、コラボヘルス等が推進され、労働者の健康保持増進につながることから、令和 5 年 7 月 31 日付け基発 0731 第 1 号保発 0731 第 4 号「定期健康診断等及び特定健康診査等の実施に係る事業者と保険者の連携・協力事項について」の一部改正についてに基づいた対応を依頼しているところである。

また、1の(5)については、令和 3 年 6 月 11 日に健保法が改正され、令和 4 年 1 月より、特定健康診査の対象とならない 40 歳未満の労働者の定期健康診断結果についても、保険者から求められた場合の提供が事業者に義務付けられている。

以上を踏まえ、定期健康診断の結果の提供の義務について、別添 1 のリーフレットの活用等により、周知を行っていただきたいこと。

- (3) 1の(6)については、地域産業保健センターにおいて労働者数 50 人未満の小規模事業場を対象として、健康診断結果についての医師からの意見聴取、保健指導等の支援を行っていることから、小規模事業場への指導等の際は、必要に応じてその利用を勧奨していただきたいこと。また、事業主団体等が傘下の中小企業等に対して産業保健サービスを提供した費用を助成する「団体経由産業保健活動推進助成金」について、事業主団体及び事業者等に周知する際には、リーフレットの活用等(1)により、その利用を勧奨していただきたいこと。

- (4) 安衛法に基づく各種健康診断の結果報告については、電子申請の利用が可能であることから、別添 2 のリーフレットの活用等により、その利用を勧奨していただきたいこと。

- (5) 派遣労働者については、健康診断に関する措置義務について、派遣元・派遣先の役割分担がなされているため、以下の事項に留意していただきたいこと。

ア 派遣元事業場による一般健康診断、派遣先事業場による特殊健康診断の実施状況を確認すること。

イ 派遣元事業場においては一般健康診断及び特殊健康診断結果の記録の保存、派遣先事業場においては特殊健康診断結果の記録の保存状況を確認すること。

ウ 派遣労働者に対する一般健康診断の事後措置等の実施については、派遣元事業場にその義務が課せられているが、派遣先事業場でなければ実施できない事項等もあり、派遣元事業場と派遣先事業場との十分な連携が必要

であることから、両事業場の連携が十分でない事案を把握した場合は、十分に連絡調整を行う必要があること。

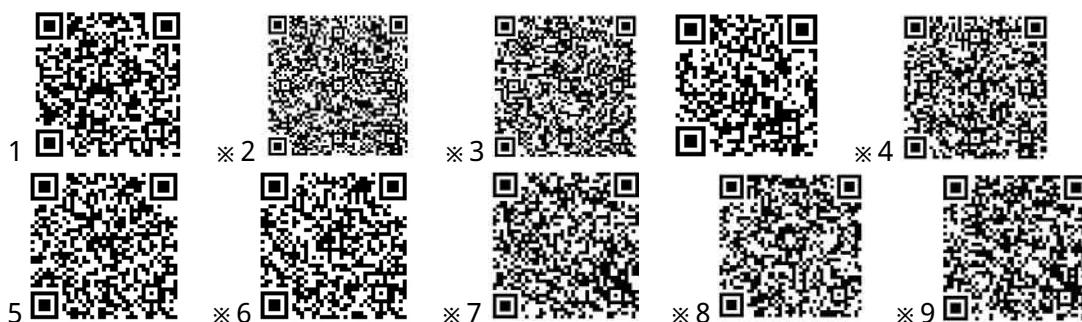
- (6) 外国人労働者を雇用する事業者等に対して、一般定期健康診断の問診票の外国語版(英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、インドネシア語、ベトナム語、タガログ語、タイ語、ネパール語、クメール語、ミャンマー語、モンゴル語)(2)の周知を行っていただきたいこと。

3 健康診断以外の産業保健に関する取組の周知・啓発

事業場における産業保健の推進を図るため、重点事項と併せて、以下の取組についても周知・啓発を行っていただきたいこと。

- (1) ストレスチェックの確実な実施、集団分析及びその集団分析結果の活用による職場環境改善の推進
- (2) 「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」(昭和63年健康保持増進のための指針公示第1号、令和5年3月31日最終改正)に基づく取組の推進
- ア 地域資源の活用については、「地域・職域連携推進ガイドライン」(平成17年3月策定、令和元年9月改訂)に基づく取組
- イ 運動の習慣化等による健康保持増進については、スポーツ庁のリーフレット等(3)を活用した「体力づくり強調月間」(毎年10月1日~31日)、スポーツの日(毎年10月の第2月曜日)及び「Sport in Life コンソーシアム」の周知啓発
- (3) 職場におけるがん検診の推進
- ア 健康診断実施時に、事業者や健康診断実施機関等から、がん検診の受診勧奨(4)
- イ 特に、女性従業員に対し、乳がん検診・子宮頸がん検診や婦人科等の定期受診促進について、別添3及び4のリーフレットを活用した周知
- ウ 「職域におけるがん検診に関するマニュアル」(平成30年3月策定)を参考にしたがん検診の実施
- エ 別添5のリーフレットを活用した、がん対策推進企業アクションの周知
- (4) 女性の健康課題に関する理解の促進
- ア 別添6のリーフレットを活用した、産業保健総合支援センターにおける人事労務担当者・産業保健スタッフ向けの女性の健康課題に関する専門的研修及び女性の健康課題に関する相談窓口の周知
- イ eヘルスネットや企業や働く女性向けに健康管理に関する情報を提供している「働く女性の心とからだの応援サイト」の活用
- ウ 別添7の転倒災害防止に向けたリーフレットを活用した骨粗鬆症検診の受診勧奨
- (5) 眼科検診等の実施の推進
- ア アイフレイルチェックリスト(5)や6つのチェックツール(6)を活用した目のセルフチェックの推進

- イ 転倒等の労働災害の原因ともなっている視野狭窄を含む緑内障等の眼科疾患を予防し、早期に発見するため、40歳以上の従業員に対し、別添8のリーフレットを活用した眼科検診（7～9）の周知
- (6) 職場における感染症に関する理解と取組の促進
- ア 「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」（平成23年5月16日策定、令和4年3月7日最終改訂）に基づく職域での検査機会の確保等
- イ 「職場におけるエイズ問題に関するガイドライン」（平成7年2月20日策定、平成22年4月30日改訂）に基づく取組
- ウ 令和4年4月20日付け基安労発0420第1号「従業員に対する風しんの抗体検査の機会の提供について（協力依頼）」等に基づく抗体検査の機会の提供等
- (1) 団体経由産業保健活動推進助成金のご案内（リーフレット）
<https://www.mhlw.go.jp/content/001089532.pdf>
- (2) 「一般定期健康診断の問診票の外国語版」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/gyousei/anzen/index.html
- (3) 体力づくり国民運動（「体力づくり強調月間及びスポーツの日」ポスター等）
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop05/list/1377272.htm
 Sport in Life プロジェクト <https://sportinlife.go.jp/>
- (4) がん検診普及啓発ポスター
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000126978.html>
- (5) アイフレイルチェックリスト
<https://www.eye-frail.jp/checklist/>
- (6) 6つのチェックツール：
<https://www.eye-frail.jp/checklist/tenken/>
- (7) 眼科検診に関する情報：
<https://www.gankaikai.or.jp/health/43/index.html>
- (8) 眼底検査に関する情報：
<https://www.gankaikai.or.jp/info/detail/kensindaiji.html>
- (9) 緑内障に関する情報：
<https://www.gankaikai.or.jp/info/detail/glaucoma.html>



山梨県内の労働衛生の概況

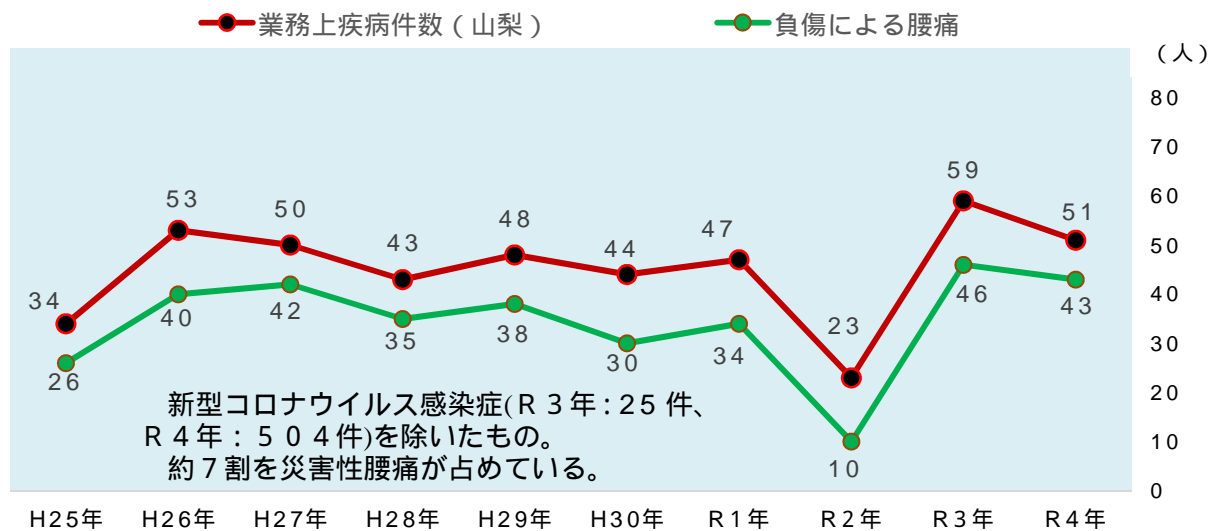
山梨労働局労働基準部健康安全課

平成 25 年から令和 4 年の 10 年間に県下各労働基準監督署に提出された「労働者死傷病報告（休業 4 日以上）」、「健康診断結果報告書」等を基に、県内の労働衛生の概況を取りまとめました。

1 業務上疾病の発生状況（図 1）

山梨県内の過去 10 年間の業務上疾病者数は、新型コロナウイルス感染症（R 3 年）を除くと、最近では増減を繰り返す中、令和 3 年は 59 人と前年に比べ大きく増加しました。令和 4 年は 51 人となり再度減少に転じましたが、直近 10 年では 3 番目に多い数字となりました。また業種別の業務上疾病者数が最も多いのは保健衛生業の 17 人（前年 22 人、前年比 - 22.7%）となっています。

図 1 業務上疾病の発生状況（山梨県内）



2 定期健康診断実施状況（図 2、3）

山梨県内における有所見率は平成 27 年以降増加経過にあり、令和 4 年の有所見率は 60.5%（前年比：- 0.6%）で、全国の有所見率を 2.3% 上回っています。

検査項目別の有所見率は、高い順に、血中脂質検査が 31.5%、血圧が 20.1%、肝機能検査が 17.4%、血糖検査が 16.4% となっています。

図 2 定期健康診断における有所見率（全国・山梨県内）

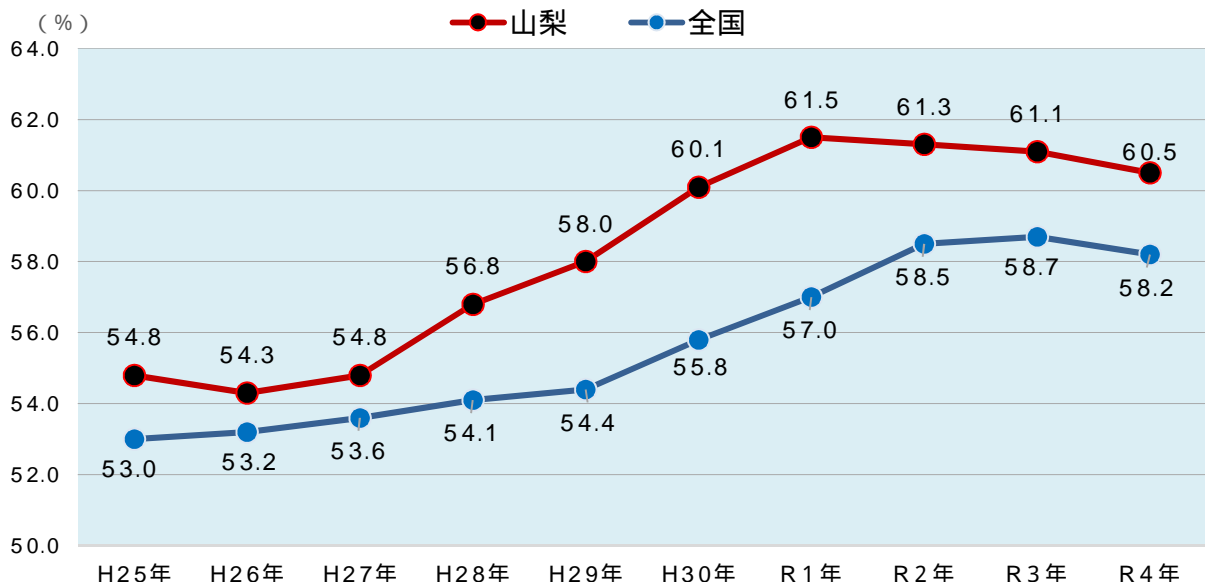
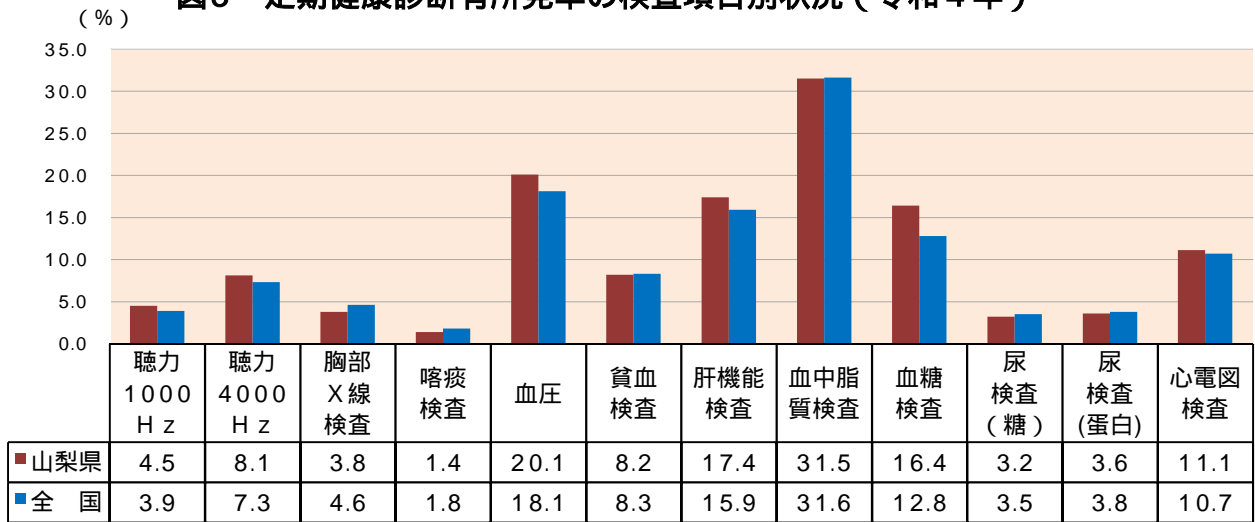


図3 定期健康診断有所見率の検査項目別状況（令和4年）



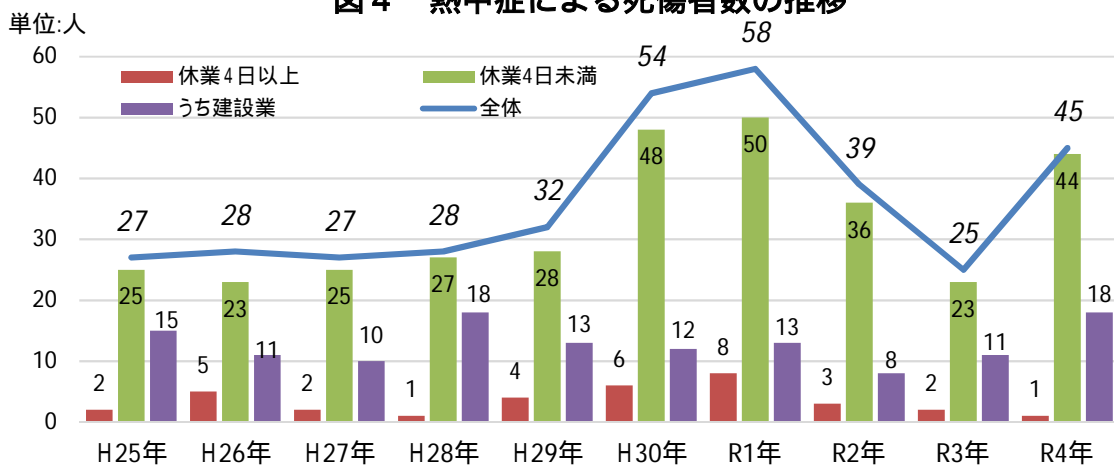
3 熱中症発生状況（図4、5）

山梨県内の令和4年の職場での熱中症による被災労働者は45人で、前年（令和3年）の25人より20人増加しました。

発生件数の内訳を業種別にみると、建設業が18人と最も多く、続いて製造業が14人、運送業、商業がそれぞれ3人などとなっています。また被災労働者の年齢を見ると、令和4年は20歳台以下が最多で全体の3分の1を占めています。

山梨労働局では、労働災害防止団体等と連携して、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防の重点的な取組を進めています。各事業場においては、事業者、労働者の協力のもと、熱中症予防に取り組みましょう！

図4 熱中症による死傷者数の推移



平成25年から平成29年までは毎年30人前後で推移していたが、平成30年に50人を超え、令和元年は過去最多の58人となった。令和3年は30人未満に減少したが、7月に勝沼で最高気温40.2度を記録するなど酷暑の夏を迎えたこと、令和3年の新型コロナウイルス感染防止のための出勤抑制を行っていたことの反動からか、令和4年は再び増加に転じた。

図5 業種別発生件数（令和4年）

